

05347P-00 診断士

2014 年度版

ポケットテキスト

2日目

経営法務 経営情報システム 中小企業経営・中小企業政策

TAC中小企業診断士講座

チェックシート付

試験日程と同じ科目構成で
使いやすい要点整理テキスト!



TAC出版

はじめに

我が国の企業数の99%を占める中小企業は、機動性、柔軟性、創造性を発揮し、「我が国経済のダイナミズムの源泉」として積極的な役割を担うことが期待される存在として位置づけられています。こうした位置づけとなっている中小企業が経営革新など新たな取り組みを積極的に行うためには、中小企業が不足する経営資源を確保できるよう、国が支援することが重要です。その環境整備の1つとして、①民間経営コンサルタントとして、中小企業を全社的視点で経営について診断・助言する能力、②中小企業の利益の最大化のために、行政・専門家との橋渡し役となる能力を、国が認定するために設けられているのが中小企業診断士制度です。そして現在、国は中小企業診断士の総数の拡大に努めています。

このような時代の流れに対応すべくTACでは、中小企業診断士試験の受験基本書として「スピードテキスト（全7冊）」を刊行し、毎年の最新情報を盛り込んだ改訂を重ねてあります。

また、受験生の学習環境はそれぞれ異なるため、受験生の教材に対するニーズも多様化する傾向にあります。そこでこのようなニーズに応えるべく刊行した「ポケットテキスト（全2冊）」もおかげさまで好評を博しております。

本書「ポケットテキスト」には、次のような特徴があります。

- ① 第1次試験合格に必要な重要論点を広く網羅しつつ、内容が簡潔にまとまっていること
- ② 通勤途中での学習等を考慮して、持ち運びやすいコンパクトなものに仕上がっていること
- ③ 付属のチェックシートを使うことにより、重要キーワードの暗記がスムーズに行えること

また、このポケットテキストは、すでに学習されている受験生のみならず、これから学習をスタートしようとしている方にとって、手軽に第1次試験の各科目の内容を確認できる「入門書」としてお使いいただけるようになっております。

このポケットテキストが、受験生の皆様の効率よい学習のお役に立てれば幸いです。

2013年11月
TAC中小企業診断士講座
講師室、事務局スタッフ一同

目 次

経営法務

第1章	民法その他の知識	2
第2章	会社法等に関する知識	8
第3章	資本市場に関する知識	26
第4章	倒産等に関する知識	27
第5章	知的財産権等に関する知識	30
第6章	その他経営法務に関する知識	44

経営情報システム

第1章	情報技術に関する基礎的知識	50
第2章	ソフトウェア開発	94
第3章	経営情報管理	103
第4章	ガイドラインおよび法律	110
第5章	統計解析	114

中小企業経営・中小企業政策

第1編	中小企業経営	118
第1章	中小企業概論	118
第2章	第1部対策：2012年度の中小企業の動向	123
第3章	第2部対策：自己変革を遂げて躍動する中小企業・ 小規模企業	127
第2編	中小企業政策	138
第1章	中小企業政策の基本	138
第2章	中小企業施策	142
第3章	中小企業政策の変遷	155

経営法務

第1章 民法その他の知識

① 民法に関する基礎知識

■法律行為

当事者がある効果の発生を欲してなした意思表示に対し、法律がそれを認め、その効果が確実に発生するように助力してくれる行為。

契約	相対する複数当事者の意思表示の合致により成立する法律行為	} 様式
単独行為	一人の人間の一方的意志表示で成立する法律行為	
合同行為	二人以上の人間の意思表示の合致により成立する法律行為	
要式行為	一定の形式が必要な法律行為	
不要式行為	一定の形式を必要としない法律行為	
債権行為	債権を発生させる法律行為	
物権行為	物権の発生・変更・消滅を生じさせる法律行為	効果

■意思表示

一定の法律効果の発生を欲する意思をもってそれを外部に表示すること。

① 意思の不存在……心の中にある意思と外部に対する表示との間に食い違いがあること。

心裡保留	表意者が自分の内心の意思と外部に表示されたものとが食い違うことを知っている場合
(通謀) 虚偽表示	相手方と通じて（しめし合せて）した虚偽（うそ）の意思表示
錯謬	表示行為に対する内心的効果意思が欠けること

② 瑕疵ある意思表示……詐欺・強迫による意思表示。

※瑕疵……法律上何らかの欠点・欠陥があること。

■代理

ある人（本人）が自分の代わりに代理人をたてて、その代理人が本人のため、本人の代わりにするのだということを明らかにして、相手方に意思表示をし（顕名主義）、その効果が直接本人のものとなる制度。

▣ 条件・期限

- ① 条件……法律行為の効力の発生または消滅を将来の成否不確定な事実にからせること。条件には、法律行為の効力発生に関する停止条件と、法律行為の効力の消滅に関する解除条件がある。
- ② 期限……法律行為の効力の発生や消滅または法律行為から生じる債務の履行期を、将来到来することが確実な事実にからせること。期限には、具体的に時期までも確定している確定期限と、将来到来することは確実だが、その具体的な時期は不確定な不確定期限がある。

② 債権・契約

▣ 債権

債権……ある人（債権者）が他のある人（債務者）に対して一定の行為を請求する権利。

- ① 債権の種類……特定物債権、種類債権、金銭債権、利息債権、選択債権
- ② 債権の発生原因……契約、事務管理、不当利得、不法行為

▣ 契約

申込みと承諾という相対する複数の意思表示が合致したもの（合意）であり、それによって当事者間に権利（債権）・義務（債務）が発生するもの。

- ① 契約自由の原則
締結の自由、相手方選択の自由、内容決定の自由、方式の自由

② 契約の分類

典型契約	民法に規定のある典型的な13種類の契約のこと（有名契約）
非典型契約	典型契約以外の契約のこと（無名契約）
双務契約	契約の各当事者が互いに対価的意味を有する債務を負担する契約のこと
片務契約	当事者一方のみに債務が生じる契約のこと
有償契約	契約の各当事者が互いに対価的意味を有する出捐（財産上の損失のこと）をする契約のこと
無償契約	当事者の一方は対価的な経済的出捐をしない契約のこと
要物契約	当事者間の合意のほかに、契約の成立のために物の引渡しが必要となる契約のこと
諾成契約	当事者間の合意だけで成立する契約のこと
要式契約	契約の成立に一定の方式を要する契約のこと
不要式契約	要式契約に対して、方式を不要とする契約のこと

③ 主な典型契約

贈与	贈与者が自己の財産を無償で受贈者に与える意思を表示し、受贈者が受諾することによって効力を生ずる契約
売買	売主がある財産権を買主に移転することを約し、買主がこれに対してその代金を支払うことを約することによって効力を生ずる契約
交換	当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって効力を生ずる契約
消費貸借	借主が種類・品質・数量の同じ物をもって返還をすることを約して貸主から金銭その他の物を受け取ることによって効力を生ずる契約
使用貸借	借主が無償で使用・収益をした後に返還をすることを約して貸主からある物を受け取ることによって効力を生ずる契約
賃貸借	賃貸人がある物の使用・収益を賃借人にさせることを約し、賃借人がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる契約
雇用	被用者が使用者に対して労働に従事することを約し、使用者がこれに対してその報酬を与えることを約することによって効力を生ずる契約
請負	請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって効力を生ずる契約

委任	委任者が法律行為をすることを受任者に委託し、受任者がこれを承諾することによって効力を生ずる契約
寄託	受寄者が寄託者のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって効力を生ずる契約

④ その他の契約

- ファイナンスリース契約

リース会社がユーザーに対してサプライヤーから購入したリース対象物件を貸し与え、定期にリース料金を受け取るという契約。原則、リース中の解約は不可。

- フランチャイズ契約

フランチャイザー（本部）が開発したノウハウ・システム・商標の使用権・営業権などをフランチャイジー（加盟店）に提供し、フランチャイジーはフランチャイザーに対して加盟料などを支払うという契約。

▣保証

- ① 保証……主債務者が債務を履行しない場合に、保証人がその履行を担保する（代わって行う）こと。
- ② 連帯保証……特に保証人が主債務者と「連帯して」保証債務を負担すること。
- ③ 保証契約の成立……すべての保証契約は書面でされない限り無効。

▣債務不履行

債務者が正当な理由がないのに**債務者の責めに帰すべき事由**によって債務の本旨に従った債務の履行をしないこと。

- ① 履行遅滞……履行期が到来し履行可能であるのに、債務者の故意・過失により債務を履行しない。
- ② 履行不能……債権の成立当初は履行可能であったが、債務者の故意・過失により履行が不能になる。
- ③ 不完全履行……債務の履行はあったが、債務者の故意・過失によりその履行が不完全である。

▣ 瑕疵担保責任

売買契約など有償契約において、目的物に隠れた瑕疵があった場合、売主が買主に対して負う、損害賠償をする責任、契約解除に応すべき責任のこと（無過失責任）。

▣ 不法行為

故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害し、これによって損害を与える利益侵害行為のこと。

- ① **使用者責任**……ある事業のため他人（被用者）を使用する者（使用者）は、その被用者が事業の執行について（仕事をする上で）第三者に与えた損害を賠償する責任を負う。
- ② **共同不法行為**……数人が共同不法行為によって他人に損害を与えた場合、各自連帯して賠償責任を負う。

▣ 債務不履行と不法行為の比較

	債務不履行	不法行為
債権者と債務者の関係	契約関係	特になし（契約関係を前提としない）
主観的要件	債務者の責めに帰すべき事由（帰責事由：債務者の故意・過失）	故意または過失
客観的要件	契約の本旨に従った履行がないこと	権利を侵害（違法性）
消滅時効	権利を行使できる時から10年（商事消滅時効の場合は5年）	損害および加害者を知った時から3年
立証責任	債務者	被害者

▣ 不当利得

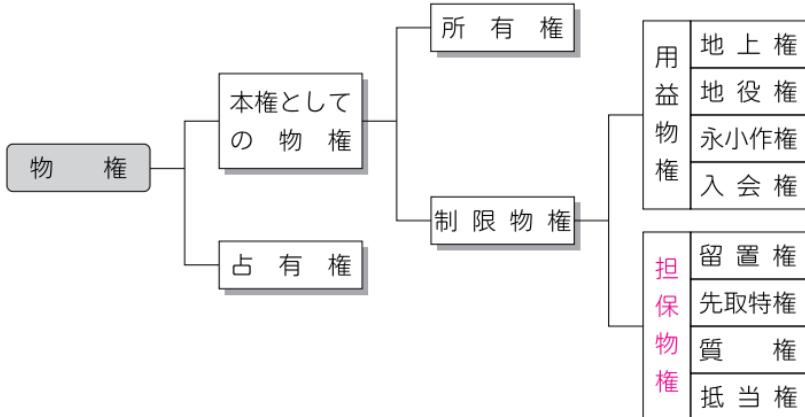
法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（受益者）に対して、その利得を変換する義務を負わせる精度のこと。不当利得は無過失責任の制度であり、消滅時効は債務不履行と同じ10年が適用される。

③ 物権

■物権

- ① 物権……一定の物を「**直接的**」(権利の内容を実現するのに他人の行為を必要としない) そして「**排他的**」(1つの物の上に同じ内容の物権は存在しない) に支配できる権利
- ② 物権の客体……有体物 (固体・液体・気体)
- ③ 物の種類
 - 特定物と不特定物
 - 動産 (不動産以外) と不動産 (土地およびその定着物)
- ④ 物権の効力
 - 物権対物権……先に対抗要件 (自分の物だと主張できること) を具備した方が優先
 - 物権対債権……**物権**が優先
- ⑤ 物権の変動
 - 物権変動……物権の発生・変更・消滅
 - 発生時期……当事者の**意思表示**のみによってその効力を生じる (意思主義)
 - 第三者への主張……不動産は**登記**、動産は**引渡し** (対抗要件主義)
 - 消滅原因……目的物の消失・消滅時効・物権放棄・公用徵収・混同 (同一物について所有権と所有権以外の物権が同じ人に帰属すること)

■物権の種類



- ① 所有権……法令の制限内において、自由にその所有物の使用・収益・処分をすることができる権利のこと。
- ② 占有権
 - 占有……自己のためにする意思をもって物を所持すること。
 - 占有権……所有権などの有無にかかわらず、占有（事実上の支配）をしている者に対して一定の権利を認めるもの。

④ 商行為

■商行為の類型

- ① 商行為……商法に「商行為として列挙されているもの」のこと。基本的に、会社や企業の行う活動がからめば商法は適用される。

第2章 会社法等に関する知識

① 事業の開始等に関する基礎知識

■個人企業

すぐに開業できる一方で、事業に失敗した場合には、借金などすべての責任は事業主が負う（無限責任）。また、納める税金は所得税となり累進課税が適用され、所得が多いほど税率面で不利になる。

■法人企業

法人とは、自然人以外で権利能力（法人格）を認められた存在のことである。法人企業は設立に手間がかかるが、法人税の適用を受けるため一定の収入以上になれば税率面で、また信用力・資金調達・従業員採用においても個人事業より有利である。

■商号

商人・会社が事業を行うための名称。文字記載と発音が可能であることが必要（ローマ字や数字、一定の符号も可）。

- ① 商号の数……1営業について1個が原則（商号单一の原則）。
- ② 商号貸し（名板貸し）……自己の商号や氏名を他者が使用することを許した者は、その他者を信頼して取引をした相手方について、連帯して債務を弁済する責任を負う。
- ③ 不正目的による商号使用の廃止……同一住所・同一名称の商号

のみ登記が禁止される。ただし、不正目的による類似商号の使用は規制される。

② 会社に関する基礎知識

■出資者責任

無限責任	会社債権者に対して、個人財産まで含めて負債総額の全額の責任を負うこと
有限責任	会社債権者に対して、出資額を限度とする責任を負うこと
直接責任	会社債務について、社員が直接弁済義務を負うこと
間接責任	会社債務について、社員が会社に出資する形で間接的に支払うこと

※直接無限責任、直接有限責任、間接有限責任が組み合わせとして存在

※株式会社の社員（＝株主）の責任形態は**間接有限責任**

③ 株式会社

■株主総会（絶対的必要機関）

① 株主総会の意思決定事項

取締役会 不設置会社	会社法に規定する事項および株式会社の組織・運営・管理その他株式会社に関する一切の事項について決議可
取締役会 設置会社	会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議可

② 株主総会の種類

- 定時株主総会……毎事業年度終了後一定の時期に招集が義務づけられる総会
- 臨時株主総会……必要があればいつでも招集することができる総会
- 種類株主総会……種類株主による株主総会

③ 株主総会の招集……原則、**取締役**が行う（一定の要件を満たした株主も招集請求可）。招集地に制限はない。

④ 株主総会の決議（原則）

	定足数	必要得票数	主な決議事項
普通決議	議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席	出席株主の議決権の過半数	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類の承認 ・取締役・会計参与・会計監査人の選任・解任 ・監査役の選任 ・役員の報酬 ・剰余金の配当など
		出席株主の議決権の 3分の2 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役の解任 ・減資（資本金額の減少） ・定款の変更 ・組織再編等 ・解散など
特別決議		議決権を行使できる株主の半数以上であって当該株主の議決権の 3分の2 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の譲渡制限の定めをする場合における定款の変更など
		総株主の半数以上であって総株主の議決権の 4分の3 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・株式譲渡制限会社において株主ごとに異なる取扱いを定める場合の定款変更

⑤ 株主の権利

- ・自益権……剰余金配当請求権、残余財産分配請求権など
- ・共益権……議決権、代表訴訟請求権など

■取締役（絶対的必要機関）

①設置	絶対的必要機関。原則 1人以上の取締役が必要。株式会社との関係は委任関係
②選任および解任	株主総会（普通決議）による
③欠格事由	法人、成年被後見人、被保佐人、一定の刑に処せられた者など
④任期	原則 2年。定款または株主総会（普通決議）により任期短縮可能。 任期伸長は株式会社の形態により異なる
⑤報酬等	定款または株主総会（普通決議）により決定
⑥取締役の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・善管注意義務 ・忠実義務 ・競業避止義務 ・利益相反取引規制 ・会社に対する損害賠償責任（原則として過失責任）

※ 3人以上の取締役による取締役会を設置した場合、「取締役会設置会社」となる。

■監査役

取締役や会計参与の職務執行の監査（業務監査）、計算書類の監査（会計監査）を行う機関

①設置	任意（監査役設置会社）。株式会社との関係は委任関係
②選任および解任	選任…株主総会（普通決議）による 解任…株主総会（特別決議）による
③欠格事由	取締役と同様
④任期	原則4年。任期短縮は不可 任期伸長は株式会社の形態により異なる
⑤報酬等	定款または株主総会（普通決議）により決定

※ 3人以上の監査役（うち半数以上は社外監査役）により監査役会を設置した場合、「監査役会設置会社」となる。

■会計監査人

主として大規模な株式会社において計算書類の監査などを行う機関

①設置	任意（会計監査人設置会社）。株式会社の役員ではない
②選任および解任	株主総会（普通決議）による
③会計監査人の資格	公認会計士または監査法人に限定
④任期	1年。任期の短縮・伸長は不可
⑤報酬等	取締役の決定+監査役（監査役会または監査委員会）の同意により決定

▣会計参与

中小規模の株式会社が財務の健全性を確保できるように、取締役などと共同して計算書類の作成などを行う機関

①設置	任意（会計参与設置会社）。株式会社の役員。株式会社との関係は委任関係
②選任および解任	株主総会（普通決議）による
③会計参与の資格	公認会計士・監査法人または税理士・税理士法人に限定
④任期	原則2年。定款または株主総会（普通決議）により任期短縮可能。 任期伸長は株式会社の形態により異なる
⑤報酬等	定款または株主総会（普通決議）により決定

▣株式譲渡制限会社と公開会社（委員会設置会社を除く）

株式譲渡制限会社	①定款に、発行する全部の株式について譲渡制限を定めている株式会社 ②株主総会・取締役を除いた全ての機関の設置は原則任意 ③取締役を株主に限定することが可能 ④定款により役員（取締役・監査役・会計参与）の任期を最長10年まで伸長可能 ⑤定款により、剰余金配当、残余財産の分配、株主総会の議決権について株主ごとの異なる取扱い可能
公開会社	①株式譲渡制限会社以外の株式会社 ②取締役会の設置は必須 ③役員任期の伸長は不可

▣取締役会設置会社

【取締役会設置会社の特徴（委員会設置会社を除く）】

取締役会の設置	①公開会社……設置が義務づけられている ②株式譲渡制限会社……設置は任意
取締役会の構成	3人以上の取締役が必要
取締役会の権限	①取締役会設置会社の業務執行の決定 ②取締役の職務の執行の監督 ③代表取締役の選定および解職
代表取締役	取締役会による取締役からの選定義務 ※取締役会設置会社でない場合、選定は任意（選定されていない場合、各取締役が代表取締役となる）
取締役会の運営	①招集権……原則、各取締役 ②招集手続……取締役会の1週間前までに各取締役に対して開催通知 ③取締役会の決議……定足数：取締役の過半数、必要得票数：出席取締役の過半数
議事録等	取締役会の議事録等は、当該取締役会の日から10年間、本店に備え置き義務

【取締役会設置会社における監査役の設置（委員会設置会社を除く）】

	会計参与の設置	監査役の設置
公開会社	設置	必須
	不設置	
株式譲渡制限会社	設置	任意
	不設置	

▣大会社

【大会社の要件】 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社

【大会社の会計監査人・監査役会の設置（委員会設置会社を除く）】

	必須機関	
	会計監査人	監査役会
株式譲渡 制限会社		任 意
公開会社		必 須

▼委員会設置会社

【委員会】 取締役会で選定された **3人**以上（うち**過半数**は社外取締役）により組織

指名委員会	株主総会に提出する取締役・会計参与の選任・解任議案の内容の決定
監査委員会	①取締役・執行役・会計参与の職務執行の監査、監査報告の作成 ②株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定 ③計算書類等の監査
報酬委員会	取締役・執行役・会計参与の個人別の報酬などの内容の決定

【委員会設置会社の機関】

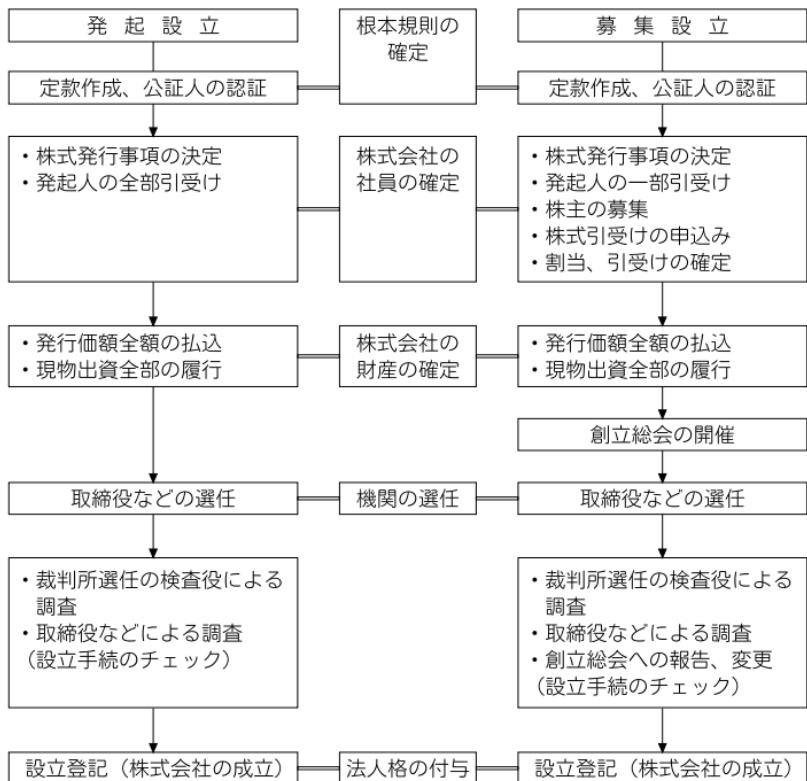
取締役	任期は原則 1年 。定款または株主総会（普通決議）により短縮可能 伸長は不可
取締役会	設置必須（代表取締役、特別取締役は選定不可）
執行役	①1人（以上）の執行役の設置必須 ②任期は原則 1年 。定款により短縮可能。伸長は不可 ③取締役との兼任は可。監査委員との兼任は不可
代表執行役	執行役のうち代表執行役の選定必須（取締役会による）
監査役（会）	設置 不可
会計監査人	設置 必須
会計参与	設置 任意

■ その他の株式会社

監査役設置会社	①監査役の設置……原則任意 ②監査役の設置義務……取締役会設置会社（例外有り）、会計監査人設置会社（委員会設置会社を除く） ③設置禁止……委員会設置会社
監査役会設置会社	①監査役会の設置……原則任意 ②監査役会の設置義務……大会社かつ公開会社 ③設置禁止……委員会設置会社 ④監査役会の構成……3人以上（3人）の監査役で構成（うち半数以上は社外監査役）
会計監査人設置会社	①会計監査人の設置……原則任意 ②会計監査人の設置義務……委員会設置会社、大会社
会計参与設置会社	①会計参与の設置……原則任意

■株式会社の設立

① 株式会社の設立手続



【発起設立】 設立に際して発行する株式の全部を発起人が引き受けて設立

【募集設立】 発起人が株式の一部を引き受け、残りの株式については新たに株主を募集して設立、**払込金**保管証明必要

② 定款……会社の根本規則、定款の変更には原則として株主総会の特別決議が必要

■検査役の調査

変態設立事項がある場合、原則として、当該事項について検査役の調査を受けなければならないが、現物出資および財産引受に係る財産（「現物出資財産等」という）について以下のいずれかの場合

には検査役の調査は不要となる。

- ① 現物出資財産等について定款に記載・記録された価額の総額が**500万円**を超えない場合
- ② 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券について定款に記載・記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合
- ③ 現物出資財産等について定款に記載・記録された価額が相当であることについて弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士・税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合にあっては、当該証明に加えて**不動産鑑定士の鑑定評価**）を受けた場合

▣ 株式

- ① 株券不発行の原則（定款に定めれば発行可能）
- ② 募集株式の発行

	株式譲渡制限会社		公開会社
	取締役会不設置会社	取締役会設置会社	
通常の募集株式	株主総会特別決議 (取締役に委任可)	株主総会特別決議 (取締役会に委任可)	取締役会決議 株主総会特別決議
第三者に対する有利発行			

- ③ 種類株式（種類株式発行会社）

ある事項について異なる内容を定めた異なる 2 以上の株式。内容および発行可能種類株式総数を定款に定めることにより発行可能。

中小企業診断士

2014年度版 ポケットテキスト 2日目

発行日 2014年1月18日

初版発行

編著者 TAC株式会社（中小企業診断士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05347P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。